

G P資機材認定の洗浄剤等ケミカル製品の認定基準改定等について

G P資機材認定の洗浄剤等ケミカル製品について、認定基準を下記のとおり改定し、G P資機材製品の認定と製品一覧の公開をいたしましたのでお知らせします。

記

1. 改定の目的

『健康障害防止対策基本方針』に基づき、印刷業界における化学物質ばく露による健康障害に対する防止策をさらに推進するため、G P資機材認定製品について作業環境面からの評価基準を強化しました。

2. 基準改定対象品目

①洗浄剤 ②プレートクリーナー ③含浸型洗浄布 ④エッチ液 ⑤製版薬品

3. 基準改定内容

有機則、P R T R法該当製品の基準強化とともに、S D Sに表記されているG H S分類、絵表示の内容を基準に追加しました。認定に当たっては必須項目の拡大とスター数の制限を行っています。主な内容は次のとおりです。

(1) 必須項目の拡大

- ・有機溶剤中毒予防規則の第1種、第2種に該当しないこと
- ・G H S分類の発がん性区分が「1」でないこと
- ・危険有害性を表す絵表示の「どくろ」に該当しないこと

(2) スター数の制限

次のうち一つでも該当する場合、達成点数に関わらずスター数は2つ以下とします。

- ・有機溶剤中毒予防規則の第3種に該当する場合
- ・P R T R法の第1種並びに第2種指定化学物質に該当する場合
- ・G H S分類の発がん性区分が「2」である場合
- ・危険有害性を表す絵表示の「健康有害性」に該当する場合

4. 基準改定と認定及び公開日

改定基準に基づくG P資機材登録メーカーによる再申請製品に対し、平成26年9月の第33回グリーンプリンティング認定委員会にて再認定を行いました。基準改定後のG P資機材認定製品を平成26年11月13日よりホームページにおいて公開いたします。

5. G P工場認定評価における経過措置

G P工場認定の評価においては、今回の基準改定によって登録の取り消しがあった製品は、経過措置として平成27年9月30日までの期間は工場認定の評価対象とします。また、同様にスター数が減少した製品についても、減少前のスター数で評価いたします。

以 上